

# 平成27年度 大東市教育委員会

## 12月 定例会 会議録

### 1. 開催年月日

平成27年12月25日（金） 午後2時30分～午後3時10分

### 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

### 3. 出席者（4名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 花田 真理子
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 水野 達朗

### 4. 出席説明員（14名）

- ・学校教育部長兼総括次長兼教育政策室長 品川 知寛
- ・学校教育部指導監 松下 佳司
- ・生涯学習部長 南田 隆司
- ・生涯学習部総括次長兼生涯学習課長 伊藤 晴人
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 澤邊 正人
- ・学校教育部教育政策室課長参事 伊東 敬太
- ・学校教育部教育政策室課長参事兼教育研究所所長 宮田 典子
- ・学校管理課長 辻本 雄大
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 前田 長昭
- ・生涯学習課参事 黒田 淳
- ・野崎青少年教育センター所長 向井 孝志
- ・北条青少年教育センター所長 末松 良三
- ・学校教育部教育政策室上席主査 米坂 知洋

## 5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第 3 1 号  
平成 2 8 年度全国学力・学習状況調査への参加について
- 日 程 第 3 教委議案第 3 2 号  
大東市奨学貸付条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 4 教委議案第 3 3 号  
大東市立生涯学習センター公衆無線 LAN の利用に関する規則について
- 日 程 第 5 一般業務報告

## 6. 議案書

教委議案第31号

平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について

平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について委員会の議決を求める。

平成27年12月25日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について、文部科学省からの照会への回答を要するため。

教委議案第32号

大東市奨学貸付条例施行規則の一部を改正する規則について

大東市奨学貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、次のように制定する。

平成27年12月25日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

時勢の変化等に鑑みて、奨学金制度を今後も安定して継続させるために、所要の改正を行う必要があるため。

## 大東市奨学貸付条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年12月28日

教委規則第11号

大東市奨学貸付条例施行規則（昭和44年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 条例およびこの規則における「保護者」とは、民法（明治29年法律第89号）による親権を行う者または未成年後見人（これらの者がいない場合（親権を適切に行っていないと大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合を含む。）にあっては、奨学生となることを希望する者の生計を維持し、かつ、当該奨学生となることを希望する者の学資を負担する者）をいう。

第2条第1項中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）世帯員全員および連帯保証人の住民票の写し（本籍地の記載があるものに限る。）

第2条中第2項および第3項を削り、第4項を第2項とする。

第3条の見出しを「(受付期間)」に改め、同条中「受付」を「受付期間」に改め、「の期間」を削り、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（連帯保証人の要件）

第3条の2 連帯保証人は、奨学生となることを希望する者、保護者および世帯員以外の者であって、奨学金を奨学生および保護者に代わり、返済する資力を有する成年者でなければならない。

第4条第1項中「を受けた」を「があった」に、「どうか」を「否か」に、「認めた」を「認める」に改める。

第5条中「修学金を貸し付けた月」を「修学金の貸付を始めた月」に改める。

第6条第2項中「の修学金と併せて」を「に」に改める。

第7条の見出しを「(報告等)」に改め、同条第2項中「により」を「に委員会が必要と認める書類を添付して、」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 奨学生願書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 次条第1項各号に掲げる事項に該当したとき。

第7条第3項を次のように改める。

- 3 委員会は、修学金の貸付を始めた後において、連帯保証人が第3条の2に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、奨学生に対し連帯保証人の変更を求めることができる。

第8条第1項中「条例第6条により奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは」を「奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条の規定により」に改め、同条第2項中「休学したときは」の次に「、条例第6条の規定により」を加え、同条第3項中「第1項」を「委員会は、前2項」に、「審査のうえ」を「審査の上」に改める。

第9条中「1か月以内」を「別に定める期間内」に改め、「受けるとき」の次に「(修学金の貸付を受ける場合を除く。)」を加え、同条第3号中「奨学金」を「または奨学金」に、「または取り消された」を「もしくは取り消された」に改める。

第10条の見出しを「(奨学金の返還等)」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 委員会は、奨学金借用証書および奨学金返還計画書が前条に定める期間内に提出されないときは、貸し付けた奨学金の全額を一括して請求することができる。
- 4 委員会は、提出のあった奨学金返還計画書に従い奨学金が返還されていないと認めるときは、貸し付けた奨学金の残額を一括して請求することができる。

第11条中「第8条第1項」を「条例第6条の規定」に、「前条」を「前2条」に改める。

第12条中「、その在学期間中または」を「その在学期間中、」に、「場合は、」を「ときは」に改め、「奨学金返還猶予申請書(様式第8号)の提出によって」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式第8号)に委員会が必要と認める書類を添付して、委員会に提出しなければならない。  
様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

奨 学 生 願 書

フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
住 所	(携帯)電話番号 緊急連絡先		
在学学校		全日制 定時制	部 科 第 学年 組 年 月 日卒見込み
保 護 者	フリガナ 氏名		
	現住所 (携帯) 電話番号		
保 護 者	フリガナ 氏名		
	現住所 (携帯) 電話番号		
連帯保証人	フリガナ 氏名		
	現住所 (携帯) 電話番号		
奨学金貸付 けを希望す る理由			
貸付けの希 望	・入学一時金(新入学生のみ対象) <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
	・修学金 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		

裏面も記入してください。

世帯員の状況(奨学生本人も含めて記載してください。)	氏名(フリガナ)		生年月日			職業(勤務先)または学校名	備考欄
	1	続柄 本人	年	月	日	勤務先・学校名(学年・学科)	
	2	続柄	年	月	日	勤務先・学校名(学年・学科)	
	3	続柄	年	月	日	勤務先・学校名(学年・学科)	
	4	続柄	年	月	日	勤務先・学校名(学年・学科)	
	5	続柄	年	月	日	勤務先・学校名(学年・学科)	
	6	続柄	年	月	日	勤務先・学校名(学年・学科)	
※長期療養者または各種障害者手帳の交付を受けている方は、その旨を備考欄に記載してください。							

1. 大東市奨学貸付条例による奨学生となり、奨学金の貸付けを受けたいので、上記のとおり申し込みます。

なお、奨学生となったときは、奨学生としての本分を尽くすことはもとより、保護者、連帯保証人は、奨学金の返還その他について、連帯の責任を負うことを誓約いたします。

2. 奨学金の貸付けを受けた後は、大東市教育委員会の指示に従い、大東市教育委員会が定める借用証書および返還計画書を提出いたします。借用証書および返還計画書の提出がないときまたは返還計画書に従い返還がされていないと委員会が認めるときは、貸付金の全額または残額につき一括請求を受けることに同意し、指定された期限までに必ず納付することを誓約いたします。

3. 奨学生およびその保護者ならびに連帯保証人につき、所得関係情報、住民・戸籍関係情報等を、奨学金返還請求事務に必要な範囲で、関係諸官庁等で調査されることに同意します。

(あて先) 大東市教育委員会 年 月 日

(本人)  
氏名 印

(保護者) (保護者)  
氏名 印 氏名 印

(連帯保証人(保護者および世帯員以外))  
氏名 印

様式第3号中

「

奨学生	住所	
	氏名	印

保護者	住所	
	氏名	印

連帯保証人	住所	
	氏名	印

」

を

「

奨学生	住所	
	氏名	印
	電話番号	

保護者	住所	
	氏名	印
	電話番号	

保護者	住所	
	氏名	印
	電話番号	

連帯保証人	住所	
	氏名	印
	電話番号	

」

に改める。

様式第6号および様式第7号を次のように改める。

奨学金借用証書

年 月 日

（あて先）大東市教育委員会

	住 所	
奨学生	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	
保護者	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	
保護者	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	
連帯保証人	氏 名	印
	電話番号	

大東市奨学生として下記の金額の奨学金の貸付けを受けましたが、大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約いたします。

また、奨学生（本人）が同条例および同条例施行規則に定める貸付金の返還義務を履行しなかった場合は、保護者および連帯保証人の責任において下記の金額の奨学金の弁済の責に任じます。

記

金

円也

奨学金返還計画書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

	住 所	
奨学生	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	
保護者	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	
保護者	氏 名	印
	電話番号	
	住 所	
連帯保証人	氏 名	印
	電話番号	

大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に基づいて連名で貸付けを受けました。

つきましては、下記の奨学金返還明細書のとおり、奨学金を滞りなく返還することを誓約いたします。この奨学金返還計画書のとおり返還しないときは、貸付けの残金全額につき一括請求を受けることおよび所得関係情報、住民・戸籍関係情報等を、奨学金返還請求事務に必要な範囲で、関係諸官庁等で調査されることに同意します。

奨 学 金 返 還 明 細 書			
借 用 金 額	金 円 (入学一時金 円、修学金 円)		
返 済 期 間	年 月 から 年 月 まで		
返 還	月 賦	千円 (ただし、支払い最終回は、千円)	毎月末日まで払い
	半 年 賦	千円 (ただし、支払い最終回は、千円)	月と 月の末日まで払い
	年 賦	千円 (ただし、支払い最終回は、千円)	毎年の 月末日まで払い

様式第 8 号および様式第 9 号中

「

奨学生	住所	
	氏名	印
保護者	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

」

を

「

奨学生	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
保護者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
保護者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

」

に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市奨学貸付条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(定義)  <u>第1条の2</u> 条例およびこの規則における「保護者」とは、<u>民法（明治29年法律第89号）による親権を行う者または未成年後見人（これらの者がいない場合（親権を適切に行使していないと大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める場合を含む。）にあつては奨学生となることを希望する者の生計を維持し、かつ、当該奨学生となることを希望する者の学資を負担する者）をいう。</u></p>	
<p>(申込み)  <u>第2条</u> 奨学生となることを希望する者は、連帯保証人1名を選出し、次の各号に掲げる書類を提出することにより、「<u>委員会</u>」に、申し込まなければならない。            (1) (略)            (2) <u>世帯員全員および連帯保証人の住民票の写し（本籍地の記載があるものに限る。）</u>            (3) (略)  <u>2</u> 条例第2条第3号に規定する委員会が規則で定める各種学校とは、外国人学校とする。  <u>3</u> <u>削除</u></p>	<p>(申込み)  <u>第2条</u> 奨学生となることを希望する者は、連帯保証人1名を選出し、次の各号に掲げる書類を提出することにより、<u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>に、申し込まなければならない。            (1) (略)            (2) <u>世帯員全員の住民票の写し</u>            (3) (略)  <u>2</u> <u>前項に規定する保護者とは、父または母その他奨学生となることを希望する者を扶養している者をいう。</u>  <u>3</u> <u>第1項に規定する連帯保証人とは、奨学金を奨学生および保護者に代わり、返済する資力を有する者をいう。</u>  <u>4</u> 条例第2条第3号に規定する委員会が規則で定める各種学校とは、外国人学校とする。</p>

<p>(<u>受付期間</u>)  第3条 奨学生の<u>受付期間は、毎年1月5日から同月末日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に受付期間を定めることができる。</u></p>	<p>(<u>受付</u>)  第3条 奨学生の<u>受付は、毎年1月5日から同月末日までの期間とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、別に受付期間を定めることができる。</u></p>
<p>(<u>連帯保証人の要件</u>)  第3条の2 <u>連帯保証人は、奨学生となることを希望する者、保護者および世帯員以外の者であって、奨学金を奨学生および保護者に代わり、返済する資力を有する成年者でなければならない。</u></p>	
<p>(<u>決定等</u>)  第4条 委員会は、第2条に規定する<u>申込みがあったときは、委員会が別に定める選考基準に該当するか否かを審査し、該当すると認めるときは、奨学生として決定するものとする。</u>  2 (略)  3 (略)</p>	<p>(<u>決定等</u>)  第4条 委員会は、第2条に規定する<u>申込みを受けたときは、委員会が別に定める選考基準に該当するかどうかを審査し、該当すると認めるときは、奨学生として決定するものとする。</u>  2 (略)  3 (略)</p>
<p>(<u>貸付期間</u>)  第5条 修学金の貸付期間は、<u>修学金の貸付を始めた月</u> (略)</p>	<p>(<u>貸付期間</u>)  第5条 修学金の貸付期間は、<u>修学金を貸し付けた月</u> (略)</p>
<p>(<u>貸付方法</u>)  第6条 (略)  2 <u>入学一時金については、前項に規定する前半期に貸付する。</u></p>	<p>(<u>貸付方法</u>)  第6条 (略)  2 <u>入学一時金については、前項に規定する前半期の修学金と併せて貸付する。</u></p>

<p>(報告等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 奨学生または保護者は、奨学金の返還完了前に、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに異動届(様式第4号)に<u>委員会が必要と認める書類を添付して、委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>奨学生願書の記載事項に変更が生じたとき。</u></p> <p>(2) <u>次条第1項各号に掲げる事項に該当したとき。</u></p> <p>3 <u>委員会は、修学金の貸付を始めた後において、連帯保証人が第3条の2に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、奨学生に対し連帯保証人の変更を求めることができる。</u></p>	<p>(報告)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 奨学生または保護者は、奨学金の返還完了前に、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに異動届(様式第4号)により<u>委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>奨学生、保護者および連帯保証人の住所に変更があったとき。</u></p> <p>(2) <u>連帯保証人に変更があったとき。</u></p> <p>3 <u>前項に掲げるもののほか、奨学生または保護者は、奨学生願書の記載事項に変更が生じたときおよび次条第1項の各号に掲げる事項に該当したときは、速やかにその旨を委員会に報告しなければならない。</u></p>
<p>(奨学金の取消および停止)</p> <p>第8条 <u>委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第6条の規定により、奨学金の貸付を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>奨学生が傷病その他止むを得ない理由により休学したときは、条例第6条の規定により、その期間の奨学金の貸付を停止する。</u></p> <p>3 <u>委員会は、前2項に該当する事実があると思慮されるときは、直ちにその内容を審査の上、取消または停止をすべきものについて、奨学金の取消または停止を決定し、奨学金取消・停止通知書(様式第5号)により、当該決定をした者に通知するものとする。</u></p>	<p>(奨学金の取消および停止)</p> <p>第8条 <u>委員会は、条例第6条により奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>奨学生が傷病その他止むを得ない理由により休学したときは、その期間の奨学金の貸付を停止する。</u></p> <p>3 <u>第1項に該当する事実があると思慮されるときは、直ちにその内容を審査のうえ、取消または停止をすべきものについて、奨学金の取消または停止を決定し、奨学金取消・停止通知書(様式第5号)により、当該決定をした者に通知するものとする。</u></p>

<p>(借用証書の提出等)</p> <p>第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者および連帯保証人が連署した奨学金借用証書(様式第6号)および奨学金返還計画書(様式第7号)を、事由の生じた日から別に定める<u>期間内</u>に委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入学一時金の貸付を受けるとき <u>(修学金の貸付けを受ける場合を除く。)</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 退学し、<u>または奨学金を辞退し、もしくは取り消されたとき。</u></p>	<p>(借用証書の提出等)</p> <p>第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者および連帯保証人が連署した奨学金借用証書(様式第6号)および奨学金返還計画書(様式第7号)を、事由の生じた日から<u>1か月以内</u>に委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入学一時金の貸付を受けるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 退学し、<u>奨学金を辞退し、または取り消された</u>とき。</p>
<p>(奨学金の返還等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員会は、奨学金借用証書および奨学金返還計画書が前条に定める期間内に提出されないときは、貸し付けた奨学金の全額を一括して請求することができる。</u></p> <p>4 <u>委員会は、提出のあった奨学金返還計画書に従い奨学金が返還されていないと認めるときは、貸し付けた奨学金の残額を一括して請求することができる。</u></p>	<p>(奨学金の返還)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(退学等における返還)</p> <p>第11条 奨学生が退学し、または奨学金を辞退し、もしくはは<u>条例第6条の規定</u>により奨学金の貸付を取り消されたときは、<u>前2条</u>に準じて奨学金を返還しなければならない。(略)</p>	<p>(退学等における返還)</p> <p>第11条 奨学生が退学し、または奨学金を辞退し、もしくはは<u>第8条第1項</u>により奨学金の貸付を取り消されたときは、<u>前条</u>に準じて奨学金を返還しなければならない。(略)</p>

(返還猶予)

第12条 委員会は、奨学生であった者が、更に上級学校へ進学したときはその在学期間中、傷病その他委員会が正当と認める理由により返還し難いときは別に指定する期間中奨学金の返還を猶予することができる。

2 前項の規定による返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式第8号)に委員会が必要と認める書類を添付して、委員会に提出しなければならない。

(返還猶予)

第12条 委員会は、奨学生であった者が、更に上級学校へ進学したときは、その在学期間中または傷病その他委員会が正当と認める理由により返還し難い場合は、別に指定する期間中奨学金返還猶予申請書(様式第8号)の提出によって奨学金の返還を猶予することができる。

様式第1号(第2条関係)

奨 学 生 願 書

フリガナ氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
住 所	_(携帯) 電話 緊急連絡先		
在 学 校		全 日 制 定 時 制	部 科 第 学 年 組 年 月 日 卒 見 込 み
保 護 者	フリガナ氏名		
	現 住 所 (携帯) 電話番号		
保 護 者	フリガナ氏名		
	現 住 所 (携帯) 電話番号		
連 帯 保 証 人	フリガナ氏名		
	現 住 所 (携帯) 電話番号		
奨学金貸付を希望する理由			
貸付けの希望	・ 入学一時金 (新入学生のみ対象) <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
	・ 修学金 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		
裏面も記入してください。			

様式第1号(第2条関係)

奨 学 生 願 書

フリガナ氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
住 所	電 話		
在学学校		全 日 制 定 時 制	部 科 第 学 年 組 年 月 日 卒 見 込 み
保 護 者	フリガナ氏名		
	現 住 所 電 話		
連帯保証人	フリガナ氏名		
	現 住 所 電 話		
奨学金貸付を希望する理由			
<p>大東市奨学貸付条例による奨学金の貸付を受けたいので、上記のとおり申し込みます。なお、奨学生となったときは、奨学生としての本分を尽くすことはもとより、保護者、連帯保証人は、奨学金の返還その他について、連帯の責任を負うことを誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)大東市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">(本人) 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(保護者) 氏名 印</p> <p style="text-align: right;">(連帯保証人(保護者以外)) 氏名 印</p>			

世帯員の状況 (奨学生本人を含めて記載してください。)	氏名(フリガナ)	生年月日	勤務先または学校名	備考欄	
	1	続柄 本人	年 月 日	勤務先・学校名(学年・学科)	
	2	続柄		勤務先・学校名(学年・学科)	
	3	続柄		勤務先・学校名(学年・学科)	
	4	続柄		勤務先・学校名(学年・学科)	
	5	続柄		勤務先・学校名(学年・学科)	
	6	続柄		勤務先・学校名(学年・学科)	
※長期療養者または各種障害者手帳の交付を受けている方は、その旨を備考欄に記載してください。					
<p>1. 大東市奨学貸付条例による奨学生となり、奨学金の貸付けを受けたいので、上記のとおり申し込みます。        なお、奨学生となったときは、奨学生としての本分を尽くすことはもとより、保護者、連帯保証人は、奨学金の返還その他について、連帯の責任を負うことを誓約いたします。</p> <p>2. 奨学金の貸付けを受けた後は、大東市教育委員会の指示に従い、大東市教育委員会が定める借用証書および返還計画書を提出いたします。借用証書および返還計画書の提出がないときまたは返還計画書に従い返還がされていないと委員会が認めるときは、貸付金の全額または残額につき一括請求を受けることに同意し、指定された期限までに必ず納付することを誓約いたします。</p> <p>3. 奨学生およびその保護者ならびに連帯保証人につき、所得関係情報、住民・戸籍関係情報等を、奨学金返還請求事務に必要な範囲で、関係諸官庁等で調査されることに同意します。</p> <p>(あて先) 大東市教育委員会 年 月 日</p> <p>(本人) 氏名 印</p> <p>(保護者) (保護者) 氏名 印 氏名 印</p> <p>(連帯保証人(保護者および世帯員以外)) 氏名 印</p>					

様式第3号(第4条関係)

誓 約 書

このたび大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に基づき奨学生のご決定をいただきました。つきましては、この条例および規則はもちろんのこと、教育委員会からの指示等を堅く守ることを誓います。

また保護者および連帯保証人は、奨学生(本人)がこの誓約を守ることに十分監督の責任を負い、この条例および規則に違反しないことを確認いたします。

万一、奨学生(本人)がこの条例および規則に定める貸付金の返還義務を履行しなかった場合、保護者および連帯保証人の責任において弁済の責に任じます。

以上誓約いたします。

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

住 所

奨学生氏 名 印

電話番号 — —

住 所

保護者氏 名 印

電話番号 — —

住 所

保護者氏 名 印

電話番号 — —

住 所

連帯保証人氏 名 印

電話番号 — —

様式第3号(第4条関係)

誓 約 書

このたび大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に基づき奨学生のご決定をいただきました。つきましては、この条例および規則はもちろんのこと、教育委員会からの指示等を堅く守ることを誓います。

また保護者および連帯保証人は、奨学生(本人)がこの誓約を守ることに十分監督の責任を負い、この条例および規則に違反しないことを確認いたします。

万一、奨学生(本人)がこの条例および規則に定める貸付金の返還義務を履行しなかった場合、保護者および連帯保証人の責任において弁済の責に任じます。

以上誓約いたします。

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

住所

奨学生 氏名 印

住所

保護者 氏名 印

住所

連帯保証人 氏名 印

様式第 6 号 (第 9 条関係)

奨学金借用証書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

住 所

奨学生 氏 名 印

電話番号 — —

住 所

保護者 氏 名 印

電話番号 — —

住 所

保護者 氏 名 印

電話番号 — —

住 所

連帯保証人 氏 名 印

電話番号 — —

大東市奨学生として下記の金額の貸付けを受けましたが、大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約いたします。

また、奨学生(本人)が同条例および同条例施行規則に定める貸付金の返還義務を履行しなかった場合は、保護者および連帯保証人の責任において下記の金額の奨学金の弁済の責に任じます。

記

金 円也

様式第 6 号(第 9 条関係)

奨学金借用証書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

住所

奨学生 氏名 印

住所

保護者 氏名 印

住所

連帯保証人 氏名 印

大東市奨学生として下記の奨学金の貸付を受けましたが、大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に従い、下記の奨学金を滞りなく返還することを誓約いたします。

記

金 円也

様式第7号(第9条関係)

奨学金返還計画書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

奨学生 住所  
氏名 印  
電話番号 - -

保護者 住所  
氏名 印  
電話番号 - -

保護者 住所  
氏名 印  
電話番号 - -

連帯保証人 住所  
氏名 印  
電話番号 - -

大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に基づいて連名で貸付けを受けました。  
つきましては、下記の奨学金返還明細書のとおり、奨学金を滞りなく返還することを誓約いたします。この奨学金返還計画書のとおり返還しないときは、貸付けの残金全額につき一括請求を受けることおよび所得関係情報、住民・戸籍関係情報等を、奨学金返還請求事務に必要な範囲で、関係諸官庁等で調査されることに同意します。

奨学金返還明細書			
借入金額	金 円 (入学一時金 円、修学金 円)		
返済期間	年 月 から 年 月 まで		
返還	月賦	千円 (ただし、支払い最終回は、千円)	毎月末日まで払い
	半年賦	千円 (ただし、支払い最終回は、千円)	月と月の末日まで払い
	年賦	千円 (ただし、支払い最終回は、千円)	毎年 月末日まで払い

様式第7号(第9条関係)

奨学金返還計画書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

奨学生 住所  
氏名 印

保護者 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

大東市奨学貸付条例および同条例施行規則に基づいて連盟で貸付を受けました。  
つきましては、下記奨学金返還明細書のとおり、奨学金を滞りなく返還することを誓約いたします。

奨学金返還明細書		
借入金額	金 円 (入学一時金 円、修学金 円)	
返済期間	年 月 から 年 月 まで	
返還	月賦	毎月 日払
	半年賦	月と 月払
	年賦	毎年 月 日払

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

奨学生 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

保護者 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

保護者 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

連帯保証人 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

奨学金の返還を猶予していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 現在までの貸付総額 円
- 2 返還猶予申請期間 年 月 日から 年 月まで
- 3 猶予の事由

奨学金返還猶予申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

奨学生 住所  
氏名 印

保護者 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

奨学金の返還を猶予していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 現在までの貸付総額 円
- 2 返還猶予申請期間 年 月 日から 年 月まで
- 3 猶予の事由

様式第 9 号(第 14 条関係)

奨学金返還免除申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

奨学生 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

保護者 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

保護者 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

連帯保証人 住 所  
氏 名 印  
電話番号 — —

奨学金の返還を免除していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸付総額 円
- 2 要返還金額 円
- 3 免除の金額 円
- 4 免除の事由

様式第 9 号(第 14 条関係)

奨学金返還免除申請書

年 月 日

(あて先)大東市教育委員会

奨学生 住所  
氏名 印

保護者 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

奨学金の返還を免除していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 貸付総額 円
- 2 要返還金額 円
- 3 免除の金額 円
- 4 免除の事由

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教委議案第33号

大東市立生涯学習センター公衆無線LANの利用に関する規則について

大東市立生涯学習センター公衆無線LANの利用に関する規則を次のとおり制定する。

平成27年12月25日提出

大東市教育委員会  
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立生涯学習センターに公衆無線LANを導入するため。

# 大東市立生涯学習センター公衆無線LANの利用に関する規則

平成27年12月28日

教委規則第10号

## (目的)

第1条 この規則は、大東市立生涯学習センター（以下「センター」という。）において本市が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用場所)

第2条 無線LANの利用場所は、センターの受付ロビーの周辺とする。

## (利用時間)

第3条 無線LANの利用時間は、センターの開館時間とする。ただし、センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て利用時間を変更することができる。

## (利用者の要件)

第4条 無線LANを利用することができる者は、個人とする。ただし、センターの指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

## (接続通信機器)

第5条 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANに接続する通信機器（附属機器を含む。）および当該通信機器に供給する電源を自ら確保するとともに、接続に係る通信機器の設定を行わなければならない。

## (費用等)

第6条 無線LANの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

## (遵守事項および禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANの利用に当たり、この規則、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、無線LANを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 第三者、市、委員会およびセンターの指定管理者に対する次に掲げる行為

ア 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為またはその可能性のある行為

イ 不利益もしくは損害を与える行為またはその可能性のある行為

ウ 誹謗中傷する行為

(2) 公序良俗に反する行為およびその可能性のある行為（公序良俗に反する情報の提供を含む。）

(3) 犯罪的行為およびそれに結び付く行為またはその可能性のある行為

(4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 性風俗に関する活動および性風俗に関する情報を閲覧する行為

(6) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定または不特定多数の者にメールを送信する行為

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為および提供する行為

(8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを送信し、または受信する行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為および委員会が不適切と認める行為

(違反時の責任および措置等)

第8条 利用者は、前条第1項に規定する遵守事項に反した場合または前条第2項各号に掲げる事項に該当する行為によって第三者等に損害が生じたときは、その損害に係るすべての法的責任を負うものとする。

2 センターの指定管理者は、利用者が前条第1項に規定する遵守事項に反することが判明したときまたは前条第2項各号に掲げる事項に該当する行為を行ったときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者に対して無線LANの利用を停止することができる。

(免責事項)

第9条 市、委員会およびセンターの指定管理者は、無線LANの提供に当たり、次に掲げる事項について、いかなる保証も行わないものとする。

- (1) 無線LANを通じて得る情報等における完全性、正確性、確実性、有用性等
- (2) 無線LANの提供、遅滞、変更、中止または廃止に伴う損害
- (3) 無線LANを通じて登録、提供もしくは収集された情報の消失または利用者の通信機器およびその附属機器のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損もしくは漏洩等の被害
- (4) 無線LANを利用できなかったことにより生じた損害
- (5) 無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等
- (6) 無線LANを通じて利用し、請求された有料サービスの代金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無線LANに関連して発生した利用者および第三者の損害

(利用の中止等)

第10条 センターの指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に周知せずに無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 緊急に保守点検または工事を行わなければならないとき。
- (2) システム障害、天災その他の非常事態により、無線LANが円滑に作動しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会またはセンターの指定管理者が無線LANの利用の中止をやむを得ないと認めるとき。

2 センターの指定管理者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(委任)

第11条 この規則に掲げるもののほか、無線LANの利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

## 7. 一般業務報告

1. 大東市奨学貸付条例施行規則に関する運用細則の制定について
2. 大東市学校給食会規約の改正について
3. 大東市中学校給食費に関する規則の改正について
4. 大東市こども110番の家制度実施要綱について
5. 大都市図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱について

## 8. 会議録

亀岡教育長

それでは、12月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員3名、合計4名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事日程に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

次に日程第2 教委議案第31号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について」の提案理由の説明をお願いします。

宮田課長参事

教委議案第31号「平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について」、大阪府教育委員会を通して、文部科学省より照会があり、その回答を要するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

平成28年度調査については、12月8日付で写しとして添付させて頂いておりますが、決定通知があった実施要領に基づきまして、市教育委員会として調査に参加・協力するものでございます。

実施について、対象は小学校6年、中学校3年の全児童生徒、内容について、平成28年度は国語、算数・数学の2教科、及び質問紙調査となります。来年度は理科は行われません。

実施日は平成28年4月19日（火）、日程については、すでに小中学校には予定として周知済みです。

来年度の実施要領については、今年度からの大きな変更点として、調査結果を入学者選抜に関して用いることはできないことが明記されました。実施要領の中で「調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。」とされております。

また、他の変更点として、障害のある児童生徒への配慮として、

ルビ振り問題用紙の使用範囲を拡大することや経年変化分析調査の実施に伴い、記載内容の追加等がなされております。

調査結果については、例年8月末には教育委員会に市全体及び各校の結果が届くことになっており、市としての公表に関しては、調査の実施後、教育委員会会議においてご審議、ご議決をいただいて、実施してまいりたいと考えております。

本日は、各学校、事務局が、学力向上の取組みの検証と改善に生かすという趣旨のもと、来年度の調査への参加についてご議決をいただきますようお願いいたします。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員

確認ですが、これは経年調査と4月19日に行われる昨年同様のものと2回テストがあるということでしょうか。

宮田課長参事

本来ですと4月19日に全校対象で行われるものですが、経年調査につきましては、抽出調査となりますので、5月の中旬から下旬に抽出された学校のみが実施をするということになります。

水野委員

私立小・中学校についても行われるということでしょうか。

宮田課長参事

私立も参加されると聞いております。

亀岡教育長

参加する、しないは別として、参加の対象ということですね。

宮田課長参事

はい。

田中委員

私立に勤めておりますが、私学・大学課から連絡が来ております。原則は受けていただくというような内容の文面でした。

亀岡教育長

他にございませんか。

田中委員

来年度は評価につなげないということが文章に入っていますが、大阪府は何か他のものということはお考えになられているのでしょうか。

宮田課長参事

全国学力・学習状況調査を高校選抜に活用できないということになっておりますので、大阪府としましては、現段階で、来年度の中

学3年生については、平成28年6月にチャレンジテストを実施してそれに代えるというように聞いております。

亀岡教育長

府議会が終わりましたが、6月実施のテストに関しての1億円の補正予算について、記事が出ていましたね。

澤邊課長

12月22日付で、中学校3年生の次年度のチャレンジテストについて、連絡が来ております。府で補正予算が通りました。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に日程第3 教委議案第32号「大東市奨学貸付条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

辻本課長

教委議案第32号「大東市奨学貸付条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご審査いただきたく、ご説明させていただきます。

大東市奨学貸付条例施行規則は、昭和44年の制定ため、現在の運用や時勢と合わない点が見られます。そこで、奨学金制度を今後も安定的に継続、運用していくために、次のような改正を行いたいと思います。なお、文言の整理に関する改正については、説明を省略させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。第1条の2を新たに追加し、「保護者」の定義を変更いたします。昨今は、親子関係が、離婚や育児放棄などにより複雑化してきており、そうした環境にいる子どもの進学をカバーする必要があります。また民法の改正により親権者が両親に限られていません。そこで、こうした要請に対応する表現に改めます。

次に、「連帯保証人」について、第2条第1項第2号を改正し、

住民票の写しを提出していただくようにします。これまで連帯保証人については、署名捺印を求めるのみでしたが、大東市以外の方が連帯保証人となり、その方が転居してしまった場合に、所在の把握が困難になる場合もあります。そこで、本籍地の記載がある住民票の写しを提出していただくようにします。

また、2ページの第3条の2を追加します。こちらは、これまで運用で求めていた「世帯員以外」という要件を明文化しました。

次に、3ページ、第7条第2項を改正し、願書記載事項の変更に  
関する証明資料の提出を明文化します。

また、第7条第3項も改正し、連帯保証人に不測の事態が生じた  
際に、対応できるように明文化します。

4ページ、第10条に第3項と第4項を追加して、借用証書等の  
書類提出をしない者や悪質な滞納者を防ぐようにします。一括請求  
自体は従前でも可能ですが、今回規則や様式に明文化することで、  
書類提出や返還を促していくようにします。

5ページ、第12条第2項を追加して、返還猶予申請につき証明  
資料の提出を求めることが出来るようにしました。

6ページからの様式第1号の願書および10ページの様式第7  
号に、個人情報の収集に関する同意を求める文言を追加しました。  
個人情報の収集は、これまででも公用請求等により収集可能でした  
が、市民の個人情報に対する意識の高まりもあり、明文化して同意  
を得るようにします。

その他の様式の変更につきましては、電話番号欄等の追加となり  
ます。

以上、簡単ではございますが、大東市奨学貸付条例施行規則の一  
部改正についての説明となります。よろしくご審議のうえご議決賜  
りますようお願いいたします。

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願

いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に日程第4 教委議案第33号「大東市立生涯学習センター公衆無線LANの利用に関する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

伊藤総括次長

教委議案第33号 「大東市立生涯学習センター公衆無線LANの利用に関する規則の制定について」の提案理由をご説明いたします。

この規則は、従来、利用者に提供していた館内の有線におけるインターネット接続サービスについて、セキュリティ上の脆弱性が存在することから、その代替手段として公衆無線LANを導入することに伴い制定するもので、生涯学習センターにおける市民や来訪者などセンター利用者の利便性向上と、災害時における通信手段のひとつとすることを目的としています。

規則の内容は、主に利用者の無線LAN使用に際しての順守事項を定めたものです。規則の具体的内容は、利用場所、費用、禁止事項などを定めています。

利用するには、利用の申し出があれば、規則とパスワードを渡します。利用できるのは、3階の受付ロビー周辺で、開館時間内としています。

なお、この規則の施行期日は平成28年2月1日となります。

以上、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

水野委員 無線LANという表現ですが、最近はWi-Fiという表現が一般的になっているかと思いますが、無線LANとWi-Fiの明確な違いはありますか。個人的な感覚かもしれませんが、無線LANは死語という感じがします。

南田部長 無線LANとWi-Fiの違いについて、明確な違いはないですが、最新の言葉を法令に使うということはやはり避けたいです。

水野委員 気になる点があるのですが、第7条2項で、利用者は、次に掲げる行為を行ってはならないとあるのですが、このような行為を利用者がしていると判断するのは、端末がそのようなサイトにアクセスしているということを管理者が把握するということですか。

南田部長 無制限で無線LANを使ってもらくと、不適當な利用が見つかった時に注意することもできないという状況になるので、始終監視するわけではないですが、見つかった時にはこの規定があるので中止してくださいという話ができるというようにしたいと思います。

水野委員 それは端末のアクセスログを常に確認するという意味なのか、たまたま見回っていて画面を見るという意味合いなのかどちらなのでしょう。

南田部長 アクセスログの記録は取りますが、他の事務もありますので、ずっと見ているわけではないです。

水野委員 利用者はどこにアクセスしているかを誰かに把握、管理されているという大前提で使うということですね。これは特に告知はせずにされるのですか。

南田部長 利用する際などに注意書などでお伝えした方がよいかと考えています。

亀岡教育長 他にございませんか。無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長 それでは、この案件に関しまして承認といたします。

．．．．．以下、一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①大東市奨学貸付条例施行規則に関する運用細則の制定について

⇒大東市奨学貸付にかかる運用について、新たに運用細則を制定する。また、選定基準額について、運用細則の制定に伴い、昨年度からの変更点を説明。本細則および選定基準額は平成２８年度の募集より適用。

②大東市学校給食会規約の改正について

⇒１２月９日に開催した大東市学校給食会臨時総会にて、平成２８年４月から実施予定の小学校給食費の公会計化に伴う学校給食会規約の改正について承認された。主な規約改正の内容についての報告。

③大東市中学校給食費に関する規則の改正について

⇒平成２８年４月より小学校給食費の公会計化を実施するため、小学校給食費にかかる規則を制定する必要があることから現行の大東市中学校給食費に関する規則を改正し、小学校を含めた規則へと改正した。主な規則改正の内容についての報告。

④大東市こども１１０番の家制度実施要綱について

⇒大東市こども１１０番の家制度について、明文化することにより、登録手順や青少年指導員を含む関係者の役割を明確化することにより、こども１１０番の家制度の充実を図るもの。

⑤大東市図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱について

⇒事業者により雑誌を寄贈してもらうことで、市立図書館のサービスを充実させようとするもので、寄贈を受けた雑誌のカバーに当該

事業者の宣伝を載せることで貢献への寄与を図ろうとするもの。要  
綱の概要についての報告。

以上

平成28年1月22日

亀岡教育長

田中委員